

職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令案について

職業能力開発促進法

第19条(職業訓練の基準:職業訓練の水準の維持向上のための基準を規定)→規則第10条～第15条
第28条(職業訓練指導員免許:免許取得について規定)→規則第36条の6

職業能力開発促進法施行規則・別表

第10条(普通課程の訓練基準→規則別表第2)
第12条(専門課程の訓練基準→規則別表第6)
第36条の6(長期課程の指導員訓練基準→規則別表第8)

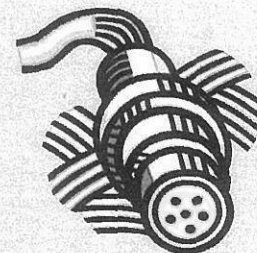
規則別表

主要な産業分野に関して訓練科ごとに標準的な訓練内容等を規定

近年の技術・産業動向等との乖離等

見直しの必要

1. 普通職業訓練の普通課程(規則別表第2)
→電気・電子分野について見直し
2. 高度職業訓練の専門課程(規則別表第6)
→電子・情報通信分野について見直し
3. 指導員訓練の長期課程(規則別表第8)
→ものづくり基盤産業分野への集約を図るため、見直し



各分野及び職業訓練等の有識者で構成する
専門調査員会を設置し、検討

省令改正